

# 岐阜県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年2月1日  
条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合に、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 被保険者の資格管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) 議会に関する事務
- (6) 文書及び例規に関する事務
- (7) 財政及び契約に関する事務
- (8) 人事及び組織の管理に関する事務
- (9) 広域計画事務
- (10) その他後期高齢者医療制度の施行のために必要な関係事務

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。